

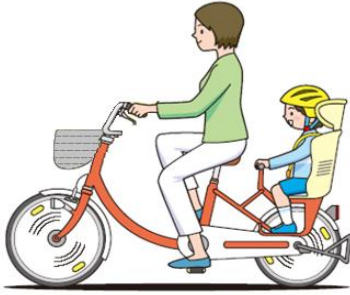
# 保護者の皆さんへ お子さんを正しく自転車に乗せましょう！

## 小学校就学の始期に達するまで(※)の子どもを同乗させるときのルール

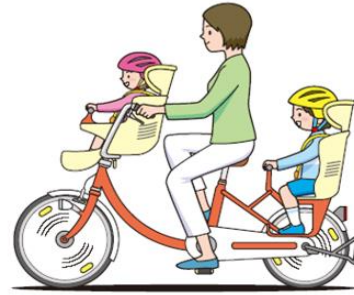
※ 「小学校就学の始期に達するまで」…6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで

**2人乗り** 子ども1人を幼児用座席に乗せて2人乗りで運転が可能

**3人乗り** 基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」であれば3人乗りで運転が可能

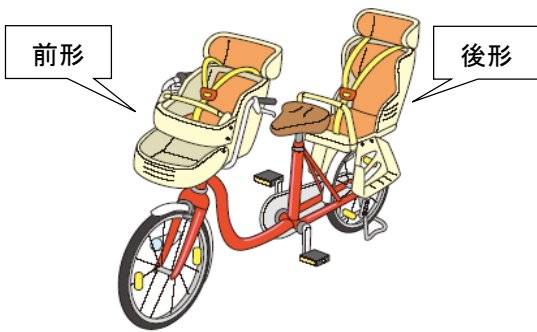


運転者は、16歳以上の方に限ります。



## 幼児用座席を利用するときの注意点

- 子どもを乗車させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。
- 幼児用座席を利用するときには、必ずシートベルトを着用しましょう。
- 「幼児2人同乗用自転車」の場合、転倒防止のため、子ども2人を乗せるときは「後ろ」から「前」の順、降ろすときは「前」から「後ろ」の順を守りましょう。
- 幼児用座席には、製品ごとに使用年齢のほか、体重の上限や身長が目安が定められています。使用前に必ず確認しましょう。



幼児2人同乗用自転車

区分	前形	後形
体重の上限	15kg以下用 8kg以上15kg以下	22kg以下用 8kg以上22kg以下
使用年齢	1歳以上 4歳未満の者	1歳以上 小学校就学の始期に 達するまでの者
身長の目安	70cm以上 100cm以下	70cm以上 115cm以下

一般財団法人製品安全協会『自転車用幼児座席のSG基準』

## 令和3年4月から

三重県道路交通法施行細則の一部改正（令和3年4月1日施行）

自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢を

「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正